

説明書

委託業務名	ものづくりの魅力を発信する体験什器等製作業務
履行期間	契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで
履行場所	佐賀県産業労働部ものづくり産業課が指定する場所
委託上限額	3,300千円(消費税及び地方消費税額を含む)
仕様書等に対する 質問入力期限	令和7年1月9日(木)17時00分まで
参加資格確認申請書 提出期限	令和7年1月16日(木)17時00分まで
提案書提出期限	令和7年1月28日(火)17時00分まで
書面審査	令和7年1月29日(水)~2月3日(月) 予定
最優秀提案者の決定通知	令和7年2月5日(水)まで

1 参加資格確認申請書について

(1)参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 参加資格確認申請書(様式第1号) 1部
- イ 誓約書(様式第2号) 1部
- ウ 会社概要(パンフレットで可) 1部

(2)申請書等の提出は、持参又は郵送によること。なお、郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

(1)仕様書等に対する質問がある場合は、令和7年1月9日(木)17時までにオンラインフォーム(<https://logoform.jp/form/jbBd/863629>)に入力すること。

(2)回答は令和7年1月10日(金)までに質問者に対し、電子メールにより行う。なお、必要に応じて、佐賀県ホームページで回答内容を周知する。

3 提案書及び添付資料について

(1)提出書類

- ア 表紙(様式第3号) 正本1部、副本5部
- イ 提案書(任意様式) 6部
- ウ 実績書(様式第4号) 正本1部、副本5部

エ 見積書(任意様式) 正本1部、副本5部

(2)作成に当たっての注意事項

ア 提案書はA4判とすること(図面等でA4判とすることが困難な場合は、A4判のサイズに織り込んで提出すること)。提案書の内容は、別紙仕様書に掲げる提案事項を全て満たすこととし、記載内容に不備がないように十分留意すること。

イ 実績書には、過去に同種の業務を履行した際の業務名、業務内容、契約の相手方、金額等について記載すること。正本には実績書に記載した内容が確認できる書類(契約書・仕様書・業務完了認定通知の写し等)を添付すること。

(3)提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(4)提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(5)提出は持参又は郵送によること。なお、郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(6)提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

4 審査について

(1)複数の審査員が、別紙「評価基準」に従い、書面審査を行う。

(2)審査の結果については、全ての提案者に通知する。なお、審査経緯については公表しない。また、佐賀県ホームページで契約の相手方、評価項目等を公表する。

5 最優秀提案者の決定について

(1)提出された提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として決定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2)最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者のうち、各審査委員の評価点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の合計点数が最も高い者が2人以上あるときは、審査委員の協議の上、審査委員長が最優秀提案者を決定する。

(3)最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の評価点を得た者のうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

(1)最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から6日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(2)契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意事項について

- (1)提出された資料は返却しない。
- (2)本企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3)個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年(2003年)法律第57号)及び佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年(2023年)佐賀県条例第2号)に基づき、適切に管理するものとする。
- (4)本企画コンペに関する質問は、10の問い合わせ先で受け付ける。なお、質疑応答の内容は、必要に応じて、全ての参加者に周知する。

8 契約事項について

- (1)佐賀県財務規則(平成4年(1992年)佐賀県規則第35号)に基づき執行する。
- (2)契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1)業務委託仕様書
- (2)評価基準
- (3)各種様式
 - ①様式第1号:参加資格確認申請書
 - ②様式第2号:誓約書
 - ③様式第3号:提案書(表紙)
 - ④様式第4号:実績書

10 問い合わせ先

佐賀県産業労働部ものづくり産業課ものづくり推進担当

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59

電話番号 0952-25-7421 ファックス番号 0952-25-7282

電子メールアドレス monodukurisangyou@pref.saga.lg.jp